

防衛大学校達第13号

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第55条の規定に基づき、防衛大学校の情報保証に関する達を次のように定める。

平成19年12月18日

防衛大学校長 五百籟頭 眞

防衛大学校の情報保証に関する達

改正 平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成22年3月31日防衛大学校達第4号
平成24年4月6日防衛大学校達第8号	平成26年6月30日防衛大学校達第10号
平成27年4月10日防衛大学校達第9号	平成28年3月31日防衛大学校達第3号
平成30年3月30日防衛大学校達第4号	令和2年12月24日防衛大学校達第32号
令和3年3月31日防衛大学校達第9号	令和4年3月18日防衛大学校達第15号
令和5年6月28日防衛大学校達第12号	令和6年7月19日防衛大学校達第14号

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20。以下「次官通達」という。）に基づく防衛大学校における情報保証について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報保証 情報保証訓令第2条第1号に規定する情報保証をいう。
- (2) 情報システム 情報保証訓令第2条第2号に規定する情報システムをいう。
- (3) 暗号化 情報保証訓令第2条第3号に規定する暗号化をいう。
- (4) 目的特化型機器 情報保証訓令第2条第4号に規定する目的特化型機器をいう。
- (5) 可搬記憶媒体 情報保証訓令第2条第5号に規定する可搬記憶媒体をいう。

- (6) サイバー攻撃等 情報保証訓令第2条第6号に規定するサイバー攻撃等をいう。
- (7) 電子計算機情報 情報保証訓令第2条第7号に規定する電子計算機情報をいう。
- (8) 電子署名 情報保証訓令第2条第8号に規定する電子署名をいう。
- (9) 職場 情報保証訓令第2条第9号に規定する職場をいう。
- (10) 業務用データ 情報保証訓令第2条第10号に規定する業務用データをいう。
- (11) 情報保証責任者 情報保証訓令第6条第2項に規定する防衛大学校の情報保証責任者をいう。
- (12) アクセス制御機能 情報保証訓令第14条に規定するアクセス制御機能をいう。
- (13) 職員 防衛大学校に勤務する教職員をいう（役務によって雇用されているものを含む。）。
- (14) 学生等 本科学生、理工学研究科学生、総合安全保障研究科学生、研修生、外国人留学生その他大学校に在学又は在籍して教育訓練を受け、又は研究に従事する者をいう。

(防衛大学校の情報システム)

第3条 防衛大学校の情報システムは情報保証訓令第2条第2号に定める情報システムのうち、他機関の所管する情報システムを除いたものとする。

第2章 組織及び体制

(情報保証監査責任者等)

第4条 情報保証訓令第6条の2に規定する情報保証監査責任者は、自衛官をもって充てる副校長をもって充てる。

2 情報保証監査責任者は、防衛大学校の情報保証の監査に関する事務を行う者とする。

3 情報保証監査責任者補助者は、学術情報官をもって充てる。

(情報システム情報保証責任者)

第5条 情報保証訓令第7条に規定する情報システム情報保証責任者は、総合情報図書館長をもって充てる。

2 情報システム情報保証責任者は、防衛大学校の情報システムについて、整備、維持管理、廃棄等のライフサイクル全般にわたる情報保証の確保に関する事務を行うものとする。

3 情報システム情報保証責任者補助者は、情報システム情報保証責任者が別に定めるものとする。

(部隊等情報保証責任者等)

第6条 情報保証訓令第8条に規定する部隊等情報保証責任者は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

2 部隊等情報保証責任者は、所属する課等の保有する防衛大学校の目的特化型機器及び可搬記憶媒体の管理並びに私有パソコン、私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体の取扱いに関する事務を行うものとする。

3 部隊等情報保証責任者は、情報保証訓令第8条第2項に規定する部隊等情報保証責任者補助者を指定するときは、別記様式第1による部隊等情報保証責任者補助者指定書により指定するものとする。

4 部隊等情報保証責任者の職務上の上級者は、情報保証訓令第8条第3項に規定する部隊等情報保証責任者の職務を臨時に代行する職員を指定するときは、別記様式第2により指定するものとする。

(情報システム運用者)

第7条 情報保証訓令第9条第1項に規定する情報システム運用者は、防衛大学校共同利用電子計算機システムについては総合情報図書館事務長とする。また、その他の情報システムの情報システム運用者については、主として情報システムを運用する別表第2の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

2 情報システム運用者は、情報保証訓令第26条第2項及び第4項の規定に基づき情報システム情報保証責任者が作成する文書又は電磁的記録について、情報システムを利用する者の立場から情報システムの運用に関する意見を述べるものとする。

(情報システム情報保証認証者等)

第8条 情報保証訓令第9条第2項に規定する情報システム情報保証認証者は、教官をもって充てる副校長をもって充てる。

2 情報システム情報保証認証者は、情報保証訓令第26条第2項及び第4項の規定に基づき情報システム情報保証責任者が作成する文書又は電磁的記録について、総合的に評価し、情報保証責任者に対し必要な提言を行うものとする。

3 情報システム情報保証認証者補助者は、学術情報官をもって充てる。

(事案対処責任者)

第9条 情報保証訓令第11条に規定する事案対処責任者は、事務官をもって充てる副校長をもって充てる。

2 事案対処責任者は、防衛大学校の情報システムへのサイバー攻撃等の未然防止及

び対処に関し、情報システム情報保証責任者を統制するものとする。

(情報保証対策委員)

第10条 情報保証訓令第12条第2項に規定する情報保証責任者が指定する者は、学術情報官をもって充てる。

第3章 防衛大学校の情報システムに係る対策

(認証情報の管理)

第11条 職員及び学生等（以下、「職員等」という。）は、防衛大学校の情報システムの使用に当たり、交付されるユーザ名及び認証情報を適切に管理しなければならない。

(アクセス制御)

第12条 職員等は、防衛大学校の情報システムで取り扱われる電子計算機情報のうち利用を制限すべきものについては、情報システム情報保証責任者が定めるところにより、アクセス制御機能を設けなければならない。

(暗号化)

第13条 職員等は、防衛大学校の情報システムで取り扱われる電子計算機情報のうち可搬記憶媒体に格納し、又は送信するに当たり暗号化すべきものについては、別に定めるところにより、暗号化するために必要な措置を講じなければならない。

(電子署名)

第14条 職員等は、防衛大学校の情報システムで取り扱われるデータのうち、当該データの作成者の真正性を特に確保し、及び当該データの改ざんを特に防止すべきものについては、電子署名を付するために必要な措置を講じなければならない。

(脆弱性対応)

第15条 職員等は、防衛大学校の情報システムの使用に当たっては、情報システムの脆弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、コンピュータ・ウイルスへの対策その他必要な措置を講じなければならない。

(電子計算機の持出し)

第16条 職員等は、防衛大学校の情報システムを構成する電子計算機を職場から持ち出す場合には、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、許可を受けなければならない。

(情報システムの変更)

第17条 職員等は、防衛大学校の情報システムに係る配線の変更、改造、機器の増設、

交換、ソフトウェアの変更等を行う必要がある場合には、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、許可を受けなければならない。

(情報システムの利用及び管理に関する規則)

第18条 職員等は、情報システム情報保証責任者が定める規則に基づき、情報システムの利用及び管理を行わなければならない。

(業務目的以外での使用禁止)

第19条 職員等は、業務目的以外で防衛省の情報システムを使用してはならない。

(職員等以外の情報システムの利用)

第19条の2 情報システム情報保証責任者は、職員等以外の者に防衛大学校の情報システムを利用させる場合には、当該情報システムを取り扱う際に、利用可能な範囲及び職員が守るべき内容を、職員等以外の者に理解させ、遵守させるようにするとともに職員に監督させる等必要な措置を講じなければならない。

(情報システムの障害発生時の措置等)

第20条 職員等は、自ら使用する防衛省の電子計算機情報について、必要に応じ複製を作成し、保存するよう努めなければならない。

(情報システムの廃棄等)

第21条 職員等は、防衛大学校の情報システムの全部又は一部を廃棄、返却、修理等のため部外の者に受け渡す場合には、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、情報保証を確保する上で必要な措置を講じなければならない。

第4章 目的特化型機器に係る対策

(目的特化型機器の管理)

第22条 部隊等情報保証責任者は、情報保証訓令第42条の2及び次官通達第7第1号の規定に基づき防衛大学校の目的特化型機器を管理するに当たっては、別記様式第3に規定する目的特化型機器管理簿を整備するとともに、管理簿に記載された目的特化型機器であることが分かるように表示をしなければならない。

2 職員等は、防衛省の目的特化型機器を使用する場合には、安全性を確認した上で使用しなければならない。

3 防衛大学校の目的特化型機器の取扱いについては、別に定めるものとする。

第5章 可搬記憶媒体に係る対策

(可搬記憶媒体の管理)

第23条 部隊等情報保証責任者は、情報保証訓令第43条及び次官通達第8第1号の規定に基づき防衛大学校の可搬記憶媒体を集中保管するものとし、別に定める可搬記憶媒体を除き、別記様式第4に規定する可搬記憶媒体管理簿を整備するとともに、管理簿に記載された可搬記憶媒体であることが分かるように表示をしなければならない。

- 2 可搬記憶媒体管理簿に記載された可搬記憶媒体について、部隊等情報保証責任者が業務上の必要性からやむを得ないと認める場合に限り別に保管する容器を設置することができる。その際、部隊等情報保証責任者は、部隊等情報保証責任者補助者に管理を分任するものとする。
- 3 職員等は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を使用するため保管容器から持ち出す場合には、持ち出しの都度、別に定めるところにより記録しなければならない。
- 4 職員等は、防衛大学校の可搬記憶媒体を職場から持ち出す場合には、別に定めるところにより、部隊等情報保証責任者の許可を受けなければならない。
- 5 職員等は、防衛省の可搬記憶媒体を使用する場合には、安全性を確認した上で使用しなければならない。
- 6 防衛大学校の可搬記憶媒体の取扱いについては、別に定めるものとする。

第6章 私有機器の取扱い

(私有パソコンの取扱い)

第24条 職員等は、情報保証訓令第44条の規定に基づき私有パソコンを職場に持ち込んで서는ならない。ただし、次官通達第9第2項の規定に基づき本科学生及び日本語教育を受ける留学生は、別に定めるところにより、部隊等情報保証責任者の許可を受けた上で、学修に使用する私有パソコンを教場、自習室、実験室、図書館その他情報保証責任者が定める学修場所に持ち込むことができる。

- 2 職員等は、私有パソコンで業務用データを取扱ってはならない。
- 3 私有機器の取扱いについては、別に定めるものとする。

(私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体の取扱い)

第25条 職員等は、私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体を防衛省の情報システムで使用してはならない。

- 2 職員等は、情報保証訓令第45条の規定に基づき私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体で業務用データを取り扱ってはならない。

第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第26条 情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者は、毎年度、情報保証責任者が別に定める計画に基づき、職員等に対し、情報保証に関する教育及び訓練を実施するものとする。

第8章 サイバー攻撃等への対処

(サイバー攻撃への対処)

第27条 職員等は、サイバー攻撃等が発生したことを検知したときは、情報システムの使用を停止し、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、速やかに情報システム情報保証責任者に通報するものとする。

第9章 対策の実施状況の確認

(自己点検)

第28条 職員等は、毎年度、情報保証責任者が別に定める自己点検実施計画に基づき、情報保証訓令第51条に規定する自己点検を行うものとする。

2 情報保証責任者は、自己点検の結果必要と認めるときは、情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に対し、情報保証を確保するための必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(監査)

第29条 情報保証訓令第52条に規定する監査は、定期監査として毎年度1回以上行うとともに、臨時監査として必要に応じて行うものとする。

2 情報保証監査責任者は、定期監査及び臨時監査の結果必要と認めるときは、情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に対し、情報保証を確保するための必要な措置を講ずるよう命ずるものとする。

(職員による報告等)

第30条 職員等は、情報保証訓令及び同訓令に基づき定められた規則並びにこの達及びこの達に基づき定められた規則に関する違反が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合には、情報システム情報保証責任者を通じて、直ちに情報保証責任

者に報告するものとする。

第10章 雑 則

(委任規定)

第31条 この達の実施に必要な事項は、本文中に特に定めのある場合を除き、総合情報図書館長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 防衛大学校の学術情報センターの運営に関する達(平成17年防衛大学校達第7号)は廃止する。
- 3 第3条第8号の規定により、情報システム情報保証責任者が別に指定する情報システムについては、第10条から第13条までの規定は、この達の施行の日から起算して1年を経過した日から適用する。
- 4 防衛大学校における専決及び代決に関する達(平成5年防衛大学校達第9号)の一部を次のように改正する。(略)

附 則(平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日防衛大学校達第4号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月6日防衛大学校達第8号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則(平成26年6月30日防衛大学校達第10号)

この達は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年4月10日防衛大学校達第9号)

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則(平成28年3月31日防衛大学校達第3号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月24日防衛大学校達第32号)

この達は、令和2年12月24日から施行する。

附 則(令和3年3月31日防衛大学校達第9号)

この達は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和5年6月28日防衛大学校達第12号）

この達は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日防衛大学校達第14号）

- 1 この達は、令和6年7月19日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、施行以前に作成した簿冊については、施行後もなお従前の様式によることができる。

別表第1 (第6条関係)

区 分	部隊等情報保証責任者
学校、副校長(事)、副校長(教)、副校長(自)、 総務部長、総務課	総務課長
厚生課	厚生課長
会計課	会計課長
管理施設課	管理施設課長
衛生課	衛生課長
教務部長、研究科長、教務課	教務課長
入試統括官、入学試験課	入学試験課長
訓練部長、訓練課	訓練課長
学生課	学生課長
総括首席指導教官	総括首席指導教官
第1大隊	第1大隊首席指導教官
第2大隊	第2大隊首席指導教官
第3大隊	第3大隊首席指導教官
第4大隊	第4大隊首席指導教官
先端学術推進機構長、先端学術推進機構事務室	先端学術推進機構事務室長
教養教育センター	教養教育センター長
グローバルセキュリティセンター	グローバルセキュリティセンター長
国際交流センター	国際交流センター長
総合情報図書館長、総合情報図書館事務室	総合情報図書館事務長
学術情報官	学術情報官
理工学研究科学生、研修生	理工学研究科長
総合安全保障研究科学生、研修生	総合安全保障研究科長
外国語教育室	外国語教育室長
体育学教育室	体育学教育室長
数学教育室	数学教育室長
人間文化学科	人間文化学科長
公共政策学科	公共政策学科長
国際関係学科	国際関係学科長
応用物理学科	応用物理学科長
応用化学科	応用化学科長
地球海洋学科	地球海洋学科長
電気電子工学科	電気電子工学科長
通信工学科	通信工学科長
サイバー・情報工学科	サイバー・情報工学科長
機能材料工学科	機能材料工学科長
機械工学科	機械工学科長
機械システム工学科	機械システム工学科長
航空宇宙工学科	航空宇宙工学科長
建設環境工学科	建設環境工学科長
国防論教育室	国防論教育室長
戦略教育室	戦略教育室長
統率・戦史教育室	統率・戦史教育室長
企画調整官	企画調整官
本科学生、日本語教育を受ける留学生	学校長

別表第2 (第7条関係)

区分	情報システム運用者
学校長、副校長(事)、副校長(教)、副校長(自)、総務部長、総務課	総務課長
厚生課	厚生課長
会計課	会計課長
管理施設課	管理施設課長
衛生課	衛生課長
教務部長、研究科長、教務課	教務課長
入試統括官、入学試験課	入学試験課長
訓練部長、訓練課	訓練課長
学生課	学生課長
総括首席指導教官	総括首席指導教官
第1大隊	第1大隊首席指導教官
第2大隊	第2大隊首席指導教官
第3大隊	第3大隊首席指導教官
第4大隊	第4大隊首席指導教官
先端学術推進機構長、先端学術推進機構事務室	先端学術推進機構事務室長
教養教育センター	教養教育センター長
グローバルセキュリティセンター	グローバルセキュリティセンター長
国際交流センター	国際交流センター長
総合情報図書館長、総合情報図書館事務室	総合情報図書館事務長
学術情報官	学術情報官
外国語教育室	外国語教育室長
体育学教育室	体育学教育室長
数学教育室	数学教育室長
人間文化学科	人間文化学科長
公共政策学科	公共政策学科長
国際関係学科	国際関係学科長
応用物理学科	応用物理学科長
応用化学科	応用化学科長
地球海洋学科	地球海洋学科長
電気電子工学科	電気電子工学科長
通信工学科	通信工学科長
サイバー・情報工学科	サイバー・情報工学科長
機能材料工学科	機能材料工学科長
機械工学科	機械工学科長
機械システム工学科	機械システム工学科長
航空宇宙工学科	航空宇宙工学科長
建設環境工学科	建設環境工学科長
国防論教育室	国防論教育室長
戦略教育室	戦略教育室長
統率・戦史教育室	統率・戦史教育室長
企画調整官	企画調整官

別記様式第 1 (第 6 条関係)

部隊等情報保証責任者補助者指定書

所 属
官 職
氏 名

防衛省の情報保証に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 6 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、部隊等情報保証責任者補助者に指定する。

業務内容は次のとおりとする。

- 1 ○○○○に関すること。
- 2 ○○○○に関すること。

年 月 日

部隊等情報保証責任者
(役 職 名)

官 職 氏 名

別記様式第2（第6条関係）

部隊等情報保証責任者代行者指定書

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第8条第3項の規定に基づき、部隊等情報保証責任者の代行を命ずる。

1 代行区分

2 代行期間

3 代行者
所 属
官 職
氏 名

年 月 日

（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

